

さわやかフェア・あみ商工 まつり・創療祭、同時開催

2010

12



▲創療祭

さわやかフェア 2010 ▶

▼あみ商工まつり 2010



▲さわやかフェア 2010



10月24日、総合保健福祉会館『さわやかセンター』で『さわやかフェア 2010』が開催されました。

今年も、町商工会『あみ商工まつり 2010』・県立医療大学『創療祭』との三つのイベントの同時開催となりました。

開催当日は曇り空の天気でしたが、人気の店には長い列ができるなど、多くの来場者でにぎわいました。

人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- 平成 22 年度上半期財政事情 … 2
- 守ります！税の公平 … 3
- 民生委員・児童委員の活動状況報告 … 8
- 障害者週間と障害者理解について …10
- まい・あみ・まつり 2010 決算報告 …18
- 町長への手紙／寄せられた意見と回答 …20

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

町の財政状況を公表します

平成 22 年度上半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、各会計予算の収支状況等（平成 22 年 9 月 30 日現在）をお知らせします。

企画財政課 ☎888-1111 (223・225)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,063,209	4,300,206	60.9	議会費	134,262	63,785	47.5
地方譲与税	208,300	61,561	29.6	総務費	1,705,695	740,723	43.4
地方消費税交付金	381,100	234,959	61.7	民生費	4,009,597	1,065,076	26.6
地方特例交付金	79,287	79,287	100.0	衛生費	1,180,343	398,484	33.8
地方交付税	1,119,189	698,303	62.4	農林水産業費	241,427	52,962	21.9
分担金及び負担金	206,076	79,357	38.5	商工費	192,456	90,598	47.1
使用料及び手数料	225,524	114,623	50.8	土木費	2,630,580	457,640	17.4
国庫支出金	1,900,785	772,450	40.6	消防費	624,767	295,713	47.3
県支出金	738,365	112,703	15.3	教育費	2,309,615	639,289	27.7
繰入金	82,454	0	0.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	349,465	864,413	247.4	公債費	1,586,217	783,034	49.4
諸収入	418,456	139,621	33.4	諸支出金	2,436	1,000	41.1
町債	1,673,400	0	0.0	予備費	18,370	0	0.0
その他	190,156	61,140	32.2				
合計	14,635,766	7,518,623	51.4	合計	14,635,766	4,588,304	31.3

■特別会計

(単位:千円・%)

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	4,834,252	2,129,177	44.0	1,968,820	40.7
公共下水道事業	1,910,050	212,035	11.1	640,888	33.6
老人保健	15,668	15,053	96.1	84	0.5
土地区画整理事業	457,303	252,089	55.1	187,783	41.1
農業集落排水事業	617,555	64,516	10.4	138,908	22.5
介護保険	2,185,305	778,749	35.6	851,209	39.0
後期高齢者医療	613,176	107,606	17.5	252,311	41.1
合計	10,633,309	3,559,225		4,040,003	

※予算現額（一般会計および特別会計）:当初予算額に4月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です

※会計それぞれの性質および事業の内容によりその執行状況が異なります

■公営企業会計（水道事業）

(単位:千円・%)

区分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的 収入	935,791	477,972	51.1
収益的 支出	935,791	295,676	31.6
区分	予算現額	執行済額	執行割合
資本的 収入	92,830	9,230	9.9
資本的 支出	485,609	209,753	43.2

※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます
 ※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
 ※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
 ※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区分	現在高
一般会計	10,159,405
特別会計	11,135,959
公共下水道事業	8,407,247
土地区画整理事業	1,586,780
農業集落排水事業	1,141,932
公営企業会計(水道事業)	783,573
合計	22,078,937

●一時借入金

なし

■基金の現在高

(単位:千円)

区分	現在高
財政調整基金	1,092,300
減債基金	373,100
その他の基金	2,223,873
国民健康保険支払準備基金	130,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	33,884
介護給付費準備基金	57,990
介護従事者処遇改善臨時特例基金	12,283
土地開発基金(現金)	3,600
合計	3,927,130

平成21年度 差押実績・差押等に伴う徴収金額

預金・不動産等差押 968 件

徴収金額 206,373,233 円

(徴収金額には本税、督促手数料、延滞金を含む)

収納課 ☎ 888-1111 (147・148)

許さない！ 町税・国保税滞納

守ります！ 税の公平

町税・国保税の滞納を減らすため、昨年度、収納課に特別滞納対策係を設置して、滞納者の財産調査、差押を強化しています。今後も税負担の公平性確保を図るため、積極的に滞納処分を進めていきます。

差押 Q & A

Q 町が差押なんてできるのですか？

A 地方税法では「督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえるなければならない」とされており、税法の手続きに基づいて行っています。なお、税金の滞納処分（差押）は、裁判所の令状等が必要なく、町が直接執行することになります。

Q 差押を解除するにはどうすればよいですか？

A 差押の対象となった町税、督促手数料、延滞金、滞納処分費のすべてを完納すれば解除されます。

納税と滞納処分

皆さまに納めていただいている町税は、福祉・教育・生活環境・道路整備など、安全で快適なまちづくりを進めるための貴重な財源となっています。

町税を滞納したままでは、場合、納期内に納めた人との公平性を保つため、また町税を確保するために、滞納している人の財産をやむを得ず差し押さえることがあります。滞納は納税者にとっても大きな損失となりますので、納期内納税をお願いします。

滞納処分を実施中

納期限を過ぎても納税されないことを税の滞納と言います。町税を滞納した場合、本税額のほかに延滞金を納付いただくことになったり、町の租税債権を保全するため『滞納処分』を行います。滞納処分は以下の手順で行われます。

① 納税通知書・督促状の送付

町から納税通知書が送付されますので、納期限までに納付をしていただきます。納期限までに納付されないときは督促状を送付します。

② 催告書・電話・訪問等による納付督促

督促状を送付しても納付がない場合は、催告書を送付したり、電話・訪問を行うことにより納付を督促します。

③ 財産調査と差押

それでも納付がない場合は、税負担の公平性を保ち、町の租税債権を保全するために滞納処分を行います。具体的には、納税義務者の所有する財産を差し押さえることとなります。

所有財産の調査・把握のため、金融機関に預貯金の残高を照会したり、勤務先へ給与額を照会したりすることがあります。

財産調査の結果により、差押財産を決定します。差押を行った場合、納税義務者本人だけでなく、利害関係者（勤務先・金融機関・抵当権者等）に『差押通知書』が送付されます。

▼差押対象財産の例…▼不動産▼預貯金▼給与▼年金▼生命保険▼動産▼自動車▼各種債権——など

納税相談を随時受付中

収納課では、経済的な事情などで町税の納付が困難な人の相談を随時受け付けています。納税に関する疑問・質問などがありましたらご相談ください。



12月は町税等の徴収強化月間です

税負担の公平性を確保するため、12月を徴収強化月間とし、町の管理職全員で町税等の未納のある人の自宅を滞納整理に訪問します。

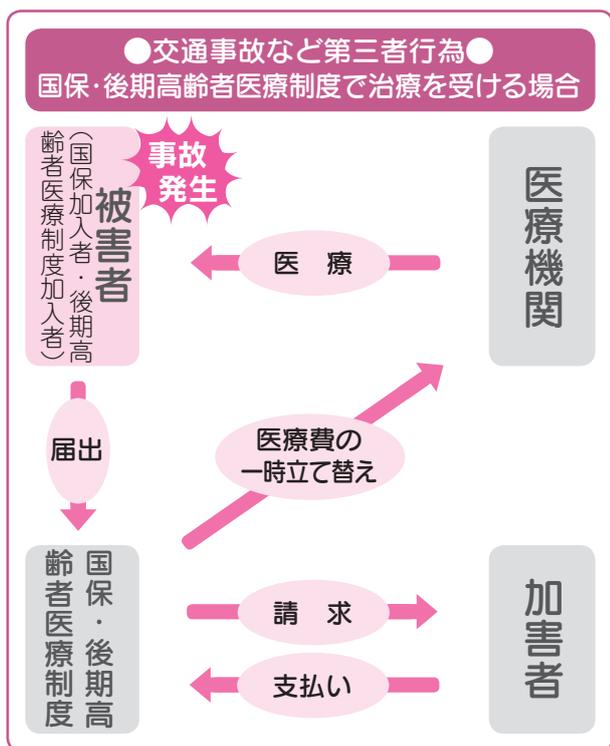
訪問時間は、夜間、休日を中心になりますが、自主的な納税にご協力くださるようお願いいたします。

このほか、町民税・県民税の徴収対策も強化していますので、まだ納税がお済みでない人は速やかに納税されるようお願い申し上げます。

国保・後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者が 交通事故や傷害事件にあったときは

必ず届け出を！

国保年金課国保係・後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (131～135)



交 交通事故や傷害事件など第三者から受けた傷病による医療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、届出により国保や後期高齢者医療制度（長寿医療制度）以下、後期高齢者医療制度）を使って治療を受けることができます。

■医療費は加害者が負担
交通事故など第三者から受けた傷病は、原則として加害者に責任があります。このため、国保・後期高齢者医療制度が負担した医療費は、後日

加害者に請求することになります。この請求を適正に行うためにも、第三者の行為で傷病を受けたときは必ず国保年金課へ届け出てください。

■示談の前に届け出を
国保年金課に届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、国保・後期高齢者医療制度が使えなくなる場合があります。示談を結ぶ前に必ず国保年金課にご相談の上、必要な届け出・手続きをしてください。

■第三者の行為に該当する場合とは？
次のようなときは国保年金課へ『第三者行為による傷病届』の届出が必要となります。

▼交通事故にあつたとき
▼けんかに巻き込まれたとき
▼けんかに巻き込まれたとき

■交通事故にあつたときは？

①警察に届け出る

交通事故にあつたら速やかに警察に届け出て、自動車安全運転センターから『事故証明書』を発行してもらいます。

②国保年金課窓口へ届け出る

▼印鑑▽保険証▽事故証明書（後日でも可）▼運転免許証（車・バイクなどの場合）
—を持参して国保年金課の窓口へ届け出をしてください。
※相手のいない自損事故の場合も届け出をしてください

③証明書の交付

届け出が済むと『第三者行為届提出証明書』が交付されます。この証明書を医療機関などの窓口へ提出すれば国保・後期高齢者医療制度を使って治療を受けられます。

■交通事故にあつたときの注意
きの手を確認する

●事故の相手を確認する
お互いの連絡先・車のナンバー・運転免許証（住所・氏名など）・加入している保険会社などを確認します。

●医師の診察を受ける
事故直後はシヨックで痛みを感じなくても、負傷している場合があります。また、損害賠償請求には多くの場合、診断書や医療機関の領収書が必要となります。

■こんなとき国保や後期高齢者医療制度は使える？

Q交通事故加害者としてケガをした場合は？

A届出をすれば使えます
ただし、飲酒運転や無免許運転などの故意の犯罪行為だった場合は、給付制限に該当し、医療費は全額自己負担となります

Q仕事中や通勤途中での事故は？

A労災保険が優先適用されます

業務上・通勤途中の交通事故によるケガは、労災保険で治療を受けるのが原則です

国民健康保険被保険者の皆さまへ

特定健康診査は受けましたか？

ご自身の健康管理のために
健診は毎年受けましょう

希望日に受診できる『医療機関健診』をご利用ください

国保年金課国保係 ☎ 888-1111 (131 ~ 133)

町国保では、被保険者の皆さまの健康を守り生活習慣病を予防するため、40歳以上75歳未満の人を対象に、『特定健康診査』を実施しています。町の集団健診の日程に都合がつかなかったなど、『特定健康診査』を受診されていない人は、『医療機関健診』をご利用ください。

健診内容

健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
特定健康診査	40～74歳 (平成23年3月31日までに40歳に到達する人～75歳の誕生日前までの人)	▼基本項目：問診・身体計測・血圧測定・脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 ▼詳細項目：心電図・貧血検査・眼底検査 ※受診する医療機関により検査項目が異なります。詳細については国保年金課へお問い合わせください	1,300円

受診できる医療機関（町と契約している医療機関）

町内の医療機関のみを抜粋しています。このほか、町外の医療機関もありますのでお問い合わせください。

医療機関	住所	電話番号
霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	中央3-20-1	887-4563
あみ小林クリニック	若栗1765-1	888-2200
阿見第一クリニック	阿見3020-1	887-3511
印南クリニック	荒川本郷1329-1	834-2222
河合内科医院	荒川本郷2426	843-3301
さかえ医院	中央4-8-24	888-2662
なるしま内科医院	荒川本郷1366-2	869-4820
若松クリニック	阿見4755-1	888-1171

申込方法

受診券を発行しますので、国保年金課窓口にてお申し込みください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間（脳）ドックを受診した人、または受診予定の人はお申し込みできません。

受付期間（受診可能な期間）

平成23年2月28日

自己負担額の免除

下に該当する人は健診費用が無料になりますので、申込時に手帳等の証明できる物をご提示ください。

- ▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級の人
- ▼精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級の人
- ▼重度の知的障害とされた人（療育手帳で㊸またはAの人）

後期高齢者医療保険証をお持ちの皆さまの『医療機関健診』

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (134 ~ 135)

健診内容

健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
後期高齢者健康診査	75歳の誕生日以降の人、65～74歳で後期高齢者保険証をお持ちの人	▼基本項目：問診・身体計測・血圧測定・脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は主治医にご相談の上、受診ください ※詳細項目（心電図・貧血検査・眼底検査）は別途料金で受診できます	無料

申込方法

受診券を発行しますので、国保年金課窓口にてお申し込みください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間（脳）ドックを受診した人、または受診予定の人はお申し込みできません。

受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター

受付期間（受診可能な期間）

平成23年2月28日



申告の際まで大切に保管を… 社会保険料(国民年金 保険料)控除証明書



国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136-137)

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

このため、日本年金機構から11月上旬に送付された、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様の『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(はがき)は、申告の際まで大切に保管してください。

証明内容
▼1月から9月30日までに納付された国民年金保険料額
▼年内に納付が見込まれる場合の納付見込額

注意事項
▼納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができません
▼年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付する人には、来年2月上旬に同様の証明書が送付されます

ご家族の保険料も納付している人
国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。

世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となります。

このような場合には、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付等する必要があります。

控除証明書専用ダイヤルの照会用電話番号 ☎ 0570-070117 期間 11月1日～平成23年3月15日
▼月々金曜日…午前8時30分～午後5時15分 ※月曜日は午後7時まで。土・日・祝日、12月29日～1月3日は利用不可

土浦年金事務所から

国民年金保険料の納付案内を行う事業者が変わりました

日本年金機構では、国民年金保険料の納付のご案内について民間委託を実施しており、平成22年10月から事業者が下記の通り変更となりました。

●受託事業者

- ▶事業者名 (株)アイ・シー・アール、バックスグループ共同企業体
- ▶問い合わせ 0954-69-1600

※過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある場合、上記受託事業者から電話・文書・戸別訪問等により納付や免除等申請手続きのご案内をさせていただきます

※この民間委託は、国民年金保険料の収納業務の一部を民間事業者に委託し、低コストでより良いサービスの提供を目指しているものです

▼市場化テスト事業の詳細は日本年金機構ホームページで確認できます

日本年金機構ホームページ: <http://www.nenkin.go.jp/>

■問い合わせ

土浦年金事務所 ☎ 824-7121

詳しくは土浦年金事務所までお問い合わせください



ねたきり・認知症等の 高齢者を介護している人へ



社会福祉課高齢福祉係 ☎ 888-1111 (162・163)

在 宅のねたきりまたは認知症の高齢者を介護している人を対象に、介護者の労苦に報いることを目的とした、慰労金が支給されます。

この慰労金の申請を行う際は、下記受給要件等をご確認の上、申込期間内に社会福祉課までお申し込みください。

- 申込期間（土・日・祝日を除く）：平成 23 年 1 月 4 日（火）～ 1 月 31 日（月）
- 申込方法：直接役場 1 階社会福祉課に申し込む（印鑑持参のこと）
- 支給月：平成 23 年 3 月

●平成 22 年度 在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給要件等

支給対象者	平成 22 年 12 月 31 日基準日現在 65 歳以上の高齢者を在宅で介護している人で、かつ平成 22 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日に町に住所を有する人	
支給条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成 22 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日に町に住所を有し、かつ同期間に介護保険で要介護 3 以上と認定されている高齢者を 3 か月以上継続して在宅で介護する人（ただし 1 か月以内の入院は含む） ② 上記介護期間を含む 4 か月間継続して介護保険サービス（1 週間までのショートステイを除く）を利用せず介護する人 ③ 上記の介護慰労金を受給していない人 	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成 22 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日に町に住所を有し、かつ同期間に介護保険で要介護 4 以上と認定されている高齢者を常時在宅で介護する人（ただし 3 か月以内の入院は含む） ② 上記期間に継続して介護保険サービス（1 週間程度のショートステイを除く）を利用せず介護する人 ③ 住民税非課税世帯に属する人
支給額	3 万円	10 万円

福祉センターまほろば利用案内

高齢者の健康増進、教養向上、レクリエーション、ふれあい等福祉の向上を目的とした施設です。施設内には将棋、囲碁、休憩室、おふろ、カラオケ（有料）などがあります。

■利用方法

個人：当日センター窓口にお申し込みください。町に居住の老人・心身障害者の人は利用券申請手続きをしますと、利用券を発行します

団体：団体（10 人以上）の使用を希望する人は、福祉センター窓口の使用申込書に必要事項を記入してお申し込みください

■利用時間 午前 9 時～午後 9 時まで

■入浴時間 午前 11 時～午後 7 時まで

■休館日 毎週月曜日（祝日の場合翌日も休み）、

祝日、年末年始（12 月 27 日～ 1 月 4 日）、そのほか臨時定休日を定めたとき

■使用料

区 分		使用料(1 人 1 回)
町内居住者	60 歳以上の人・心身障害者および付添人	無料
稲敷郡および稲敷市居住者	上記以外の人	210 円
小学生以下の人		無料
上記居住者以外の人	60 歳以上の人・心身障害者および付添人	210 円
	上記以外の人	420 円
団体（10 人以上の団体をいう）		それぞれの区分の使用料の半額

■問い合わせ まほろば ☎ 887-3969

民生委員・児童委員 の活動状況報告



民生委員の
マーク

生活福祉部会

部長 佐藤 勲

民生委員・児童委員は、町内での、より良く細やかな社会福祉力の向上に努めるべく、事項別担当委員として、生活福祉部会・障害者福祉部会・高齢者福祉部会・児童婦人福祉部会の四つの事項別部会に分かれて担当しています。

その中で私たちが所属する生活福祉部会では、年度初めに部会員参加の中で年間事業計画を立案し、前期にさわやかセンター内での研修会、後期に町のバスを使用した移動交流会の開催を予定した事業計画を決定して、年間研修を実行することとなりました。

前期研修会では、部会員全員参加の中、県南県民センター専門職員による生活保護関係の議題にそって、約九十分間に渡り、生活保護制度改正点・就労者支援事業・長期生活支援資金・年金担保貸付制度利用・ジェネリック医薬品について等々、くわしい説明を受け、また質疑応答を行い私たちの町は、県南町村の中では保護率が四・九％と高率に推移していると分かり、一層

の見守りと対応が必要かなと痛感いたしました。

後期の移動交流会では、他の市町村民児協との交流を深めるために、下妻市民生委員児童委員協議会と約二時間の協議を持ちました。下妻市役所内大会議室において、福祉事務所長・下妻市民児協会長・阿見町民児協会長、また双方の民生委員・児童委員多数参加の中、交互に自己紹介で始まり、両民児協の概要・生活保護の互いの実情を話し合い、意見交換を進めてまいりました。

その中で成果は、福祉活動を前向きに対応することが大事であり、事項別研修会、日帰り視察研修等を充実し、町民の皆さまのさまざまな要望にこたえることができるように研さんを積みみたいと思つた次第です。

障害者福祉部会

渡邊 とし

平成二十二年六月十四日、私たちは土浦市真鍋新町にある「茨城障害者雇用支援センター」へ視察研修に行きました。研修室に通され、所長から

センターの概要説明を受けました。

ここでは、一般就労を希望する人、一人ひとりの特性にあった個別支援計画を作り、就労に必要な職業準備訓練・知識と能力の向上・職場実習などを行い、それぞれの適正に合った職場へ就労移行支援を行っているそうです。

○支援対象者は、障害者（身体・知的精神）で一般就労を希望する人

○利用方法としては、おのこの市町村の障害福祉の窓口にお問い合わせ

○利用時間は祝日を除く月曜から金曜日の午前九時から午後四時まで

○利用料はおのおの負担金に異なるので各市町村にたずねる

また、職業訓練としては、①職場での基本的なルールを身につける②職場での適切な対人態度を身につける等々。

主な訓練内容としては、①おしほり作業②組立分解作業（ボールペン・ボルトナット・コンセント・電子部品）③水道の蛇口組立分解（ベルトコンベアー使用）④仕分け作業等。利用者は、それぞれの部所

で黙々と決められた作業に取り組んでおられました。

当センターの利用期間は二年、定員は二十人だそうです。ここで職業準備訓練の結果基本的な労働習慣が身についた人には実際に事業所において職場実習を行い、職場の雰囲気を実際に体験することによってさらに職場適応力を高めるようにしているそうです。

「働くことはみんなの願い生きることはみんなの幸せ」をモットーに。

児童婦人福祉部会

則松 忠司

平成二十二年度の研修は、かねてより希望していた霞ヶ浦聾学校（阿見町上長）の協力を得て、七月、同校の研修を実施いたしました。県南唯一の聾学校として、聴覚に障害のある子どもたちが、幼稚園（三歳から五歳）小学部中学部総数三十八人が学んでいます。同校の教育方針として、国語・手話・指文字・ジェスチャー・写真カード等で個に応じた手段を用いた指導で学力の向上定着を図り、また、近

※次ページに続く

隣の学校や地区住民との交流を通して、社会性や豊かな人間性をはぐくむことを目的とするとのこと。

当日は、中学部生徒は校外学習で不在のため、幼稚部のプレイルームや、各教室を見学説明を受けました。他の学校と大きく違う特色が二つありました。一つはループと言う設備があることです。ループとは、学校内の床や校庭の地面にマイクの音を増幅させる装置を張りめぐらせ、補聴器を通してコミュニケーションを図ることです。ループは各教室・プレイルーム・体育館・グラウンド等に設備されています。

授業は基本的にはマイクと手話で行い、生徒は個々の障害に応じた補聴器を着用して勉強をしています。

二つめは寄宿舎があることです。家庭の都合により通学できない生徒の、月曜から金曜日までの五日間、寄宿舎で共同生活を送っています。現在七人が寄宿しています。

聴覚に障害があるとはいえ、生徒たちは先生の熱い思いのこもった指導のもと元気に勉学に励んでいます。中学

部卒業後は多くの生徒は県立水戸聾学校高等部に進学、その後大学進学の生徒も多数いるとのこと、私たちは障害のある人を憐憫れんみんのまなざしで見ることがあります。しかしそれは間違いだということはこの研修により深く認識いたしました。普通の生徒と変わりにく接する先生、生徒たちのひたむきさ・笑顔・目の輝き、心が洗われる様な一刻でした。また機会があれば会いたいと強く思いました。

研修にご協力いただきました住谷校長先生をはじめ、職員の方々に心よりお礼申し上げます。

高齢者福祉部会

湯原 行孝

総務省統計局発表によれば、全国の六十五歳以上の高齢者人口は、平成二十年九月には二八一九万人で、総人口に占める割合は二十二%となっています。これを前年に比べると七十六万人、〇・六%増と、人口、割合とも増加を続けており、過去最高となりました。

町の年齢別人口（平成

二十二年四月一日現在）で見ると九六一一人（男性四二三七人、女性五三七九人）で総人口四六七六二人の二一・五六%の割合となっています。

要介護高齢者が増加するにつれ、虐待も増加しているといわれています。かつては医療機関や老人介護施設における認知症患者に対しての「身体的拘束」などの行為が日常的に見られました。

二〇〇六年には、高齢者虐待防止法が制定され、虐待の「おそれがある」と思われる段階で、地域包括支援センターへの通報ができることが明示され、早期の発見と対処が図られています。

多くの高齢者が町内に居住する現在、高齢者の福祉を増進するための施設が段々整備されてきました。

高齢者福祉部会の本年度の活動では、七月十二日にその一環として、部会所属委員十八人が町内の南平台に新設された特別養護老人施設「阿見こなん」を訪問見学するとともに、高齢者福祉の在り方について、施設職員と熱心な意見交換を行いました。

意見交換を行いました。

児童生徒対策委員会

川田 敏子

主任児童委員制度ができたのは、平成六年一月一日のことです。今回の任期満了で十七年に一か月足らずという半端な期間になります。

この時、町では三人の主任児童委員が任命され、たまたま中学校が三校のため各中学校区に一人という配置で今日に至っております。私は居住地が実穀という関係で、ずっと朝日中学校区を担当させていただいてまいりました。

国際家族年を記念してできた制度と聞いておりましたが民生委員児童委員協議会の中でどんな役割、仕事をするのかが初めははっきりしていなかった上に、名称についての「主任」の意味が誤解を生んで、市町村によってはこの制度の受け止め方が、実にさまざまであったようでした。

幸いなことに、町では積極的に・前向きに受けとめていただき、組織の中に自然に位置づけていただいたこと、また、何よりも連携を密にしなければならぬ区域担当の民生委員・児童委員の人たちとのよ

い協力体制が取れたこと、さらに小・中学校、保育所・児童館をはじめ他の関係機関との連携など、たくさんのご協力に対し、心から感謝しております。

一人ひとりの児童を健やかに育てること、人権を守り、福祉を守ることは、種々の法律や制度によって保護されているようでありながら、現実には子どもはやはり弱者の立場になりがちです。日本社会を覆っている経済不況の影響をもろに受けていたり、人権侵害があったりしても、子ども自身が声を出すことはまれなことであり、対応が遅れて取り返しのつかない事態になることがあります。

早期の情報がどうしたら得られるか。また、どうしたら子どもにとって、あるいはその子どもを含めた家庭にとっても最善と思われる方策がとれるか、かわる大人の一人としての責任の大きさを感じることも多い日々でした。

問い合わせ

社会福祉課

0888-11111(161)

障害者週間と障害者理解について



障害福祉に関する心配・悩み事などは、お気軽にご相談を！

障害者週間

わが国の障害者施策の基本的方向を定める「障害者基本計画」(平成14年閣議決定)においては、目指すべき社会として、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を掲げています。このような「共生社会」は、すべての住民一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことによりはじめて実現できるものです。

障害者基本法においては、基本的理念として、すべての障害のある人に対し、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと、「社会を構成する一員として社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ことを宣言するとともに、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明らかにしています。

「障害者週間」は、障害者基本法により「国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める」ことを目的として設定されました。

「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から9日までの1週間です。

12月3日は昭和57年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された日であり、これを記念して平成4年の第47回国連総会において、12月3日を「国際障害者デー」とすることが宣言されています。

12月9日は、昭和56年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日であり、これを記念して「障害者の日」となりました。(現在は障害者週間となりました。)

町民の皆さまもこれを機会として障害者への理解を深め、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」について考えてみてください。

障害について

障害についての理解を進めるといっても、障害にはさまざまな種類があり、その状態も多様です。

●身体障害者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓)に障害があり「身体障害者手帳」を交付されている人のことをいいます。

- 視覚障害は、まったく見えない「全盲」・眼鏡などで矯正しても視力が弱い「弱視」・見える範囲がせまい「視野狭さく」があります
- 聴覚障害は、人の声や物音が聴こえない、または聴こえにくいという障害です
- 平衡機能障害は姿勢を調整する機能の障害により、四肢体幹に異常がないのに起立や歩行に異常があります
- 音声・言語・そしゃく機能障害は、音声を発することができない・発生しても言語がない、音声・言語による意思疎通が困難である。そしゃく・えんか機能が障害により経路栄養でしか栄養を補給できない、障害により通常の食事では十分な栄養補給ができない障害です
- 肢体不自由は、手や足、体の胴の部分に障害があります。この中でも脳性まひ・筋ジストロフィー・脊椎損傷等により全身に障害が及ぶものを一般的に全身性障害といいます
- 内部障害は疾病等により心臓・じん臓・肺・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の働きが弱くなったり、機能しなくなったりする障害、免疫機能の障害をいいます

●知的障害者

知的障害とは、生活や学習面であらわれる知的な働きや発達の遅れが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障があるため、何らかの援助を必要とする人のことをいいます。町に在住の人には県から「療育手帳」が交付されます。

●精神障害者

統合失調症・うつ病等の気分障害・アルコールや薬物依存・その他の精神疾患がある人のことをいいます。継続的に日常生活または社会生活に制限がある場合には、申請により県から「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

●発達障害者

自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害をもつ人のことをいいます。

●高次脳機能障害者

病気や事故などにより、脳が部分的に損傷を受けたことにより、記憶・注意・遂行機能・感情の障害、判断力の低下により、日常生活・社会生活に制限がある人をいいます。

共生社会をめざして

障害のある人もない人も、同じ地域で生きていくためには、普段の何気ない行動が大変重要になります。

- 視覚に障害のある人は、歩道や視覚障害者用誘導用ブロックの上に自動車の駐車、自転車・荷物を置くと歩行できなくなりますので、自転車などを止めたり荷物を置かないことが大切です
- 聴覚に障害のある人は、意思の疎通が図れないなどの悩みがあります。時間がかかりますが筆談が手軽な手段です
- 歩道や通路に物が置いてあると車いすでは通行できません。物などを置かないことが大切です。また、お店で商品が高いところにあり手が届かない、段差があり車いすが通行できないというような困ったところ見かけたら声をかけてみてください
- 内部障害は外見からは分からないため、理解されにくい障害です。医療機関に定期的に通院する人には理解と時間への配慮が必要です。人ごみや電車の中での携帯電話の使用はペースメーカーに影響があります。タバコは喫煙場所で吸ってください。呼吸器に影響があります
- 知的障害者にはゆっくり丁寧に簡単な言葉で話しかけてください。また、会話でのコミュニケーションがとれない人にはジェスチャーや表情でコミュニケーションを図ってください
- 精神障害者は適切な治療を継続して受けることにより、症状が安定しています

以上いくつかのことを述べさせていただきましたが、大事なことは障害者を特別な目で見ないで、障害者の抱える問題に関心をもっていただきたいと思います。障害を理解しやさしさとゆっくりとした気持ちを持って接していただきたいと願っております。

町では「障害者が住み慣れた地域や家庭で、生きがいある生活を営める町」を目指して、取り組んでまいります。

◎お願い 公的機関や店舗などに車いすのマークが描かれている駐車スペースは、歩行に困難のある障害者や高齢者などのために設置されているものです。それ以外の人は車を止めないでください。

■問い合わせ

障害福祉課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2943



『町民の森(中央)』が誕生します



町民の森(若栗)

町内2か所目となる町民の森(中央)の園路等の整備が進んでいます

都市計画課 ☎ 888-1111 (244・245)



町民の森(中央地区) 平成22年10月撮影
面積: 約10,625㎡ 生育植物種: クヌギ・スギ等

町では、昨年10月に、左図の中央地区樹林地(森)を『町民の森』に指定しました。現在その活用に向けて、園路、花壇等の整備を行っており、今後、町民の皆さんの新しい憩いの場として一般開放を予定しています。

■町民の森について

『町民の森』は、町景観条例第7条により、町の特徴的景観でもある平地林等の貴重な市街地のみどりを保全し、うるおいある市街地形成を創

出するため、地権者のご協力のもと、町が指定し、その保全を図っています。

『町民の森』は、訪れる人が気軽に森の中を散策でき、健康維持増進やレクリエーションの場として利用できるよう快適な自然空間づくりを目指しています。

すでに指定している町民の森(若栗)では、里親の皆さんにより花壇やベンチなどが設置され、憩いの場として多くの人たちにご利用いただいています。

■里親になってみませんか?

『町民の森(中央)』では、里親として活動していただける団体や個人の皆さんを募集しております。ご協力いただく主な活動内容は、除草・枝打ち・清掃等です。無理なくご都合がつく範囲で結構です。活動に必要な消耗品等については、『みどりの基金』を財源とした助成制度がございます。ご興味のある人は事務局までご連絡ください。

■完成後のご利用にあたって

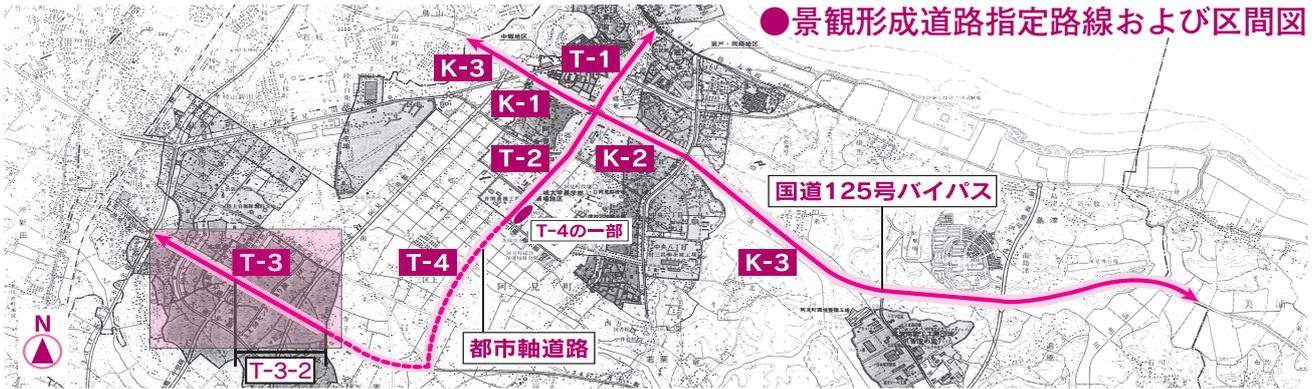
町民の森には、駐車場がございます。お車でお越しの際は、役場駐車場をご利用ください。また、森は住宅地に接しております。周辺にお住まいの人の迷惑とならないようマナーを守ってご利用ください。町民の森の完成・一般公開については、追って広報あみにてお知らせいたします。

都市軸道路・国道125号バイパスは、

『景観形成道路』に 指定されています



都市計画課 ☎ 888-1111 (244・245)



●景観形成道路指定路線および区間図

景観形成道路とは

良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。次の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（上記路線および区間図参照）。

①都市軸道路（都市計画道路新町・中郷線、中郷・寺子線、荒川沖寺子線 およびその沿道

②国道125号バイパス（町内区間） およびその沿道

また、将来の景観形成の方向性等から区間を分け、その区間ごとに沿道の景観づくりを進めています。

指定を受けると…

景観形成道路は、区間ごとに景観形成に関する方針（以下基本方針）と、沿道景観形成基準（以下基準）が定められています。景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物などの新築等の際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくこととなります。

主な基準の内容

基準では、沿道の敷地・建築物・屋外広告物などに対し、

▽壁面の位置・高さ・意匠
▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）——などに関するルールを定めています。

届出制度

景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転——などの行為は、事前にその内容を町に届け出ていただく必要があります。

景観形成道路に係る行為の届出は左図のように行います。（上記図面の破線部分を除く）

助成制度

良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。

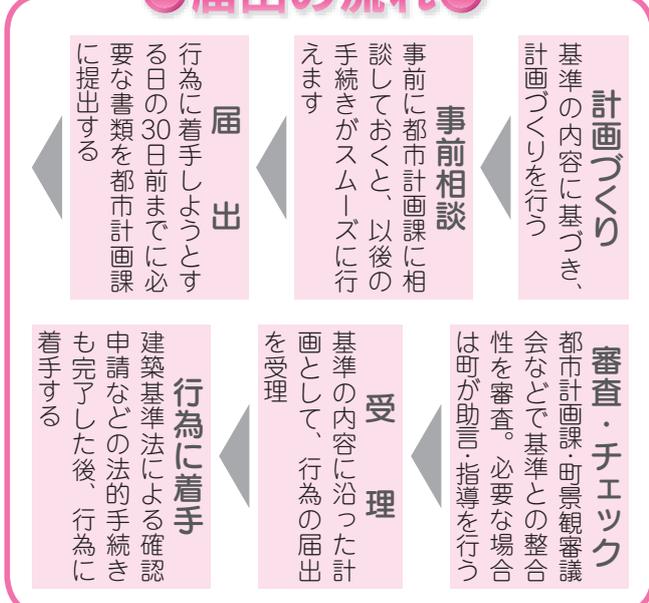
●沿道景観整備補助金

▼届出の対象や延べ面積により助成金を交付

●沿道緑化補助金

▼沿道景観に潤いを与える緑化に対して、高・中・低木ごとに助成金を交付

●届出の流れ●



▼景観形成ガイドライン <http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/toshiseibi-bu/toshikeikakuka/keikankeisei.htm>

あなたの「好きなこと」「得意なこと」 を社会に活かしてみませんか

町民活動推進課 ☎ 888-1111 (271-273)

「社会のために役に立ちたい」「社会貢献したい」

そんな気持ちはあるのだけれど、自分で何をしたら良いのかわからない。そんな風に考えている皆さんも意外と多いのではないかと思います。そこで、今回はひとつの活動の始め方をご提案します。

①自分の「好きなこと」や「得意なこと」ってどんなことだろう

「お年寄りと話をするのが好き」とか、「スポーツが得意」・「パソコンが得意」とか皆さんそれぞれに何かしらあるのではないのでしょうか。

そんな皆さんの「好きなこと」や「得意なこと」に少しの工夫を加える(社会のニーズと掛け合わせる)ことで、それが社会貢献にも繋がったりするのです。まずは、「社会貢献」という言葉に身構えず、自分の親しみのある「好きなこと」や「得意なこと」を考えてみましょう。

②町内にどのような団体があるか調べてみよう

「好きなこと」や「得意なこと」が確認できたら、活動を始めるうえでの参考に、身近な町内の団体を調べてみましょう。一緒に活動したいと思うような団体があれば加入するのも良いですし、自分でこれから活動を立ち上げる場合にも、きっと活動の参考になると思います。

※町内の活動団体についての情報が欲しい場合には、「町民活動センター」へご連絡ください。また、町民活動センターでは、皆さんへ提供できる情報がより充実したものとなるよう、現在改善を進めています

これからの社会や地域を豊かにしていくためには、「協働」という考え方のもと、行政の取組みだけでなく、町民の皆さんの手による社会や地域のための活動が重要となっていることは事実です。ただし、それをあまり難しく考えすぎず、まずは皆さんのできる範囲から徐々に活動を広げていっていただければと思います。それに、「自分の好きなことをすることで、社会や地域が良くなっていく」って、何だかすてきな気がしませんか。

町民活動センターは、そんな皆さんの「好きなこと」や「得意なこと」と社会のニーズを掛け合わせるお手伝いをいたします。ぜひ、お気軽にご相談ください。



■町民活動センター

- 住所 〒300-0331 阿見町阿見2958 マイアミ・ショッピングセンター3階
- 電話・FAX 888-2051
- Eメール ami-vol@bz01.plala.or.jp

薄暮時・夜間の交通事故防止

夕暮れ時は、特に注意が必要です

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-272)

●運転する人は…

暗くなると、ライトを点灯していない車は遠くに感じられるため、歩行者やほかの通行車両が距離感を誤る場合があります。自車の接近を気付かせるためにも、早めのライトオンで交通事故を未然に防止。特に暗い場所ではスピードを十分落とし、ハイビームに切り替えるなど、道路の状況に応じた運転をしましょう。

●歩行者・自転車の人は…

夕暮れ時や夜間に外出するときは、視認性の高い白っぽい服装や反射材を身につけるなど、車の運転者に自分の存在を”知らせる”工夫をしましょう。道路を横断するときは無理に渡らず、車が止まるか途切れるまで待ち、余裕を持って渡りましょう。近くに横断歩道があるときは、少し遠回りでもそちらを利用しましょう。

年末年始は、飲酒運転による 交通事故が増加傾向！

飲酒運転は悪質な故意犯です

厳罰



飲酒運転	酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
飲酒運転するおそれのある人へ	車両の提供 (ちょっと車借りるよ…など)	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	酒類の提供 (少し飲んで行け…など)	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
要求して依頼して	飲酒運転の車両に同乗 (そこまで乗せて…など)	3年以下の懲役または50万円以下の罰金

高齢者（65歳以上）の交通事故が増加

高齢者の皆さまへ

運転する人

経験を生かし、ほかのドライバーの手本となる安全運転をお願いします。

歩行者・自転車の人

交通ルールを守り、道路にでたら、周囲に注意を払いましょう。

車はあなたに気づいていないかもしれません。



子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

町には、学校区児童館（阿見中学校プール隣）と二区児童館（二区保育所隣）の2館があります。児童館は、乳幼児とその保護者・小中高生が自由に利用できる場所です。詳しい活動内容については、各児童館にお問い合わせください。

（お問い合わせ）

▼学校区児童館 ☎ 887-4093 ▼二区児童館 ☎ 843-3282



児童館でやっていることを教えてください

乳幼児とその保護者を対象として、『育児サークル』を行っています。育児サークルは、子育て支援センターとも連携して活動を進めています。活動の内容は、絵本の読み聞かせ・手あそび・リズムうんどう・作ってあそぼう・親子の触れ合いあそび—などです。

また、多くの人に児童館での活動を知ってもらえるように『うごく児童館』として町内の公民館や公園に出向き、パネルシアター・バルーンアート・音楽会・運動会—などの活動を年に数回行っています。民生委員児童委員や更生保護女性の会の人たちにも活動をサポートしていただいています。



小学生対象のお楽しみ会などありますか

小学生を対象とした、一輪車・押し花・ダンス・バドミントン—などのクラブ活動を行っています。毎年『まい・あみ・まつり』のキッズ・パフォーマンスに参加しており、今年は学校区児童館が一輪車クラブで、二区児童館はダンスクラブが出場しました。

季節ごとの行事としては、レッツパーティーやおもちつき会、また地域の人たちと触れ合う地域交流会として、囲碁・将棋・竹馬・お手玉・あやとり—などの伝承遊びを計画しています。

参加者については、そのつど募集をしていますので、お友達を誘って遊びに来てください。



母親クラブは、どのようなことをしているグループですか

母親クラブは、阿見町に在住している母親が中心になって活動しているグループです。

どんぐりクラブ（学校区児童館）とさくらんぼクラブ（二区児童館）の2クラブがあります。

活動を通して、子育てや健全育成について学び合いながら、地域の活動などにも積極的に参加しています。

○どんぐりクラブ（ミュージックベル・バドミントン・テニス・コーラス・手芸・季節のイベント—など）

○さくらんぼクラブ（人形劇・エプロンシアター・フラワーアレンジメント・オーナメント作り・親子のふれあい遊び・季節のイベント—など）



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎ 888-1111 (168)

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 22年度・第3回

消費者問題のご相談は、お気軽にご相談ください！

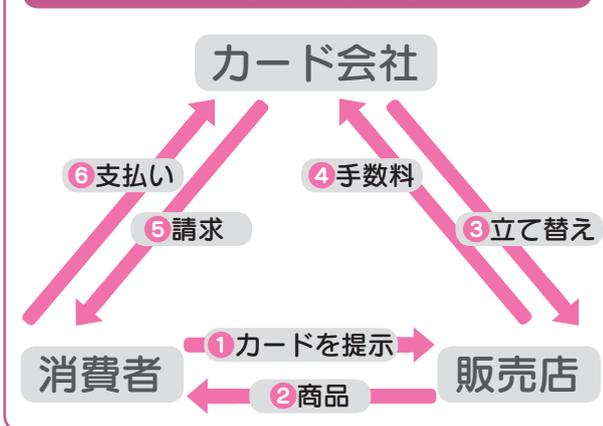


クレジットカード

クレジットカードは、店舗やインターネットで買い物をする際、代金の支払いに利用され、私たちの生活の中に広く浸透しています。便利に使えるクレジットカードですが、その一方で、カードに関するトラブルも多くあります。

クレジットカードの基本的な仕組みとトラブルの事例を紹介し、カード利用における注意事項をアドバイスします。

クレジットカードの仕組み



クレジットカードは、消費者がカード会社に発行を申し込むと、カード会社は消費者の信用調査をしてからカードを発行します。

(左図参照)

- ①消費者は販売店で買い物、カードを提示する
- ②消費者は商品を受け取る
- ③カード会社が販売店に代金を立て替えて支払う
- ④販売店はカード会社に手数料を支払う
- ⑤カード会社は消費者に代金を請求する
- ⑥消費者はカード会社に代金を支払う

●事例

A子さんは友人から「バッグを買いたいが、クレジットカードを忘れた。引き落とし前に入金しておくから貸して欲しい」と言われてクレジットカードを貸した。友人から入金はないがクレジット会社からの請求にA子さんは支払わなければならないか。

▼回答

A子さんは友人がクレジットカードを利用することを知っていてカードを貸していますので、A子さんは支払義務を負います。友人には別途請求することになります。

会員規約では、カードはクレジット会社から貸与されたもので、他人に貸したり、質入れすることはできないとなっています。

▼アドバイス

- ▽カードの貸し借りはしないこと
- ▽利用控え（売上票）は保管しておき、利用明細書が届いたときに請求内容を確認すること
- ▽紛失や盗難にあったら、すぐにカード会社と警察に連絡すること
- ▽カードは計画的に利用しましょう



問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871（ファクシミリ兼用／月～金曜日の午前9時～午後4時）▼商工観光課 ☎ 888-1111（172）

ご協力ありがとうございました

まい・あみ・まつり2010

決算報告



御礼の挨拶

まい・あみ・まつり2010

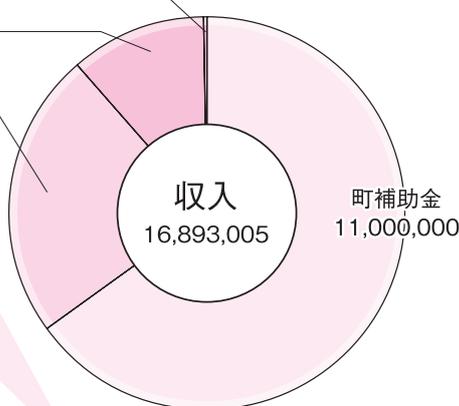
実行委員長 安掛 武一

21回目を迎えた今年の『まい・あみ・まつり』は、『はばたけ未来へ、みんなのおもい！』をテーマに、8月7日・

■まい・あみ・まつり 2010 収支決算内訳

●対象期間 平成21年11月1日～平成22年10月31日(単位:円)

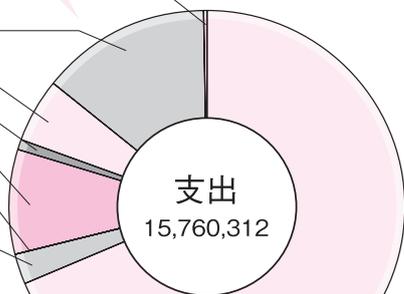
雑収入	784
前年度繰越金	1,906,165
協賛金	3,986,056



支出項目の主な内容

▼交際費:祝儀・会費等
▼需用費:消耗品・食糧費等
▼役務費:切手・はがき・保険料等
▼委託料:電気・設営委託等
▼使賃料:機器借上・コピー代等

備品購入修繕費	10,096
使賃料	2,222,044
委託料	799,500
役務費	136,674
需用費	1,350,467
交際費	24,000
事務局臨時職員賃金	389,600



各部会へ交付	10,827,931
ステージ式典部会	5,079,603
警備運行部会	1,327,392
広報協賛金部会	1,270,192
パレード・神輿部会	3,150,744

まいあみ基金の状況	
前期末残高	1,500,000円
今期取崩額	0円
今期末残高	1,500,000円

▼収入-支出=1,132,693円は、運営資金として来期へ繰り越します

8日に盛大に開催されました。今年のまつりは、ここ数年続いている不況の影響か、運営資金面に不安を抱えてのスタートでしたが、プログラム冊子の作成を行い『まい・あみ・まつり』を広く町民の皆さまにPRさせていただいた結果、多数の団体・企業・個人のご寄付、また多くのご協賛やご言葉をいただき、本当にありがとうございました。

りがとうございました。現在、暑い夏の風物詩として地域に定着した『まい・あみ・まつり』を、例年以上に盛り上げようと、4月から実行委員一同が企画・運営に頑張ってきました。当日は、のべ6万人の多くの来場者と晴天にも恵まれ、大きな事故もなく盛大に開催できました。これも、かわったすべての人のおかげ

と深く感謝し、お礼申し上げます。来年以降もさらなる発展のため、町民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。最後に、皆さまの「ふるさと」の発展を思う情熱と「大きくはばたく未来へのおもい」で、来年の『まい・あみ・まつり』が盛大に開催されますことをご祈念申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

■『まい・あみ・まつり 2011』実行委員募集

『まい・あみ・まつり 2011』の実行委員会を間もなく立ち上げます。楽しいまつりにするためのアイデアなど、皆さんのご意見をぜひお寄せください。合わせて、まい・あみ・まつりを支えてくれる『お祭りが大好きな仲間』も募集しています。ご希望の人は、1月末までに下記へご連絡ください。

●問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 役場内『まい・あみ・まつり事務局』 ☎888-1111 (173)



『あみまち紀行』

Vol.31

～予科練の街土産～



すっかり寒さが身にしみる今日このごろ、皆さんはいかがお過ごしでしょうか？

さて、今年2月に開館した『予科練平和記念館』は、8月に来館者が5万人を超え、現在もバスで訪れる団体のお客さまなど、数多くの人に来館をいただいています。

ところで、この『予科練平和記念館』の中に売店があるのをご存じですか？

そこで、今月号では、予科練平和記念館の売店で販売している商品等についてご紹介します。

■予科練のまち手拭い



かつて、操縦訓練に使われ、町の空を舞っていた九三式中間練習機は、「赤とんぼ」の

愛称で呼ばれていました。

とんぼは、前へと飛んで決して後ろに下がらない、勇猛果敢で勝負強い虫として「勝虫」と言われ、勝利を呼ぶ緑起のいい虫とされています。

この手拭いは、このとんぼ（勝虫）を柄に用いた木綿染め抜き手拭いです。

■お守り



お守りに描かれている虎は、「千里を行って千里を還る」と言われ、無事に自分のもとに帰ってきて欲しいとの願いを込めて縫われた、当時の千人針を模したものです。

このほか、予科練生の当時の日常がプリントされたクリヤーホルダーや、予科練平和記念館のネームが入ったボー

ルペンやシャープペンなどの、予科練平和記念館限定のグッズが販売されています。

また、これらのグッズのほかに、「予科練の街クッキー」や草人形（写真）、ヤーコン茶などの町の特産品や、予科練について知ることができる書籍も販売されています。



■予科練ものがたり

予科練資料収集委員会が中心となって取りまとめたもので、予科練平和記念館の展示内容に沿って、予科練や町の戦争の歴史について、小学生でも理解できるようなわかりやすく書かれており、中学生や大人にも読みやすい内容となっています。

また、大正から昭和の初期にわたって、町の歴史に



大きな影響をもたらした旧海軍航空隊・予科練と町のかかりについて、さまざまな側面から幅広く記述された『阿見と予科練』や『続・阿見と予科練』などの書籍もお問い合わせいただけます。

今回ご紹介した、予科練平和記念館の売店は、無料で入ることができですので、ぜひご利用してみたいかがででしょうか。

『あみまち紀行』は、今回をもちまして連載を休止することになりました。これまでの「愛読ありがとついで」でした。

『町長への手紙』に寄せられた ご意見・ご提案と回答をご紹介します

町では、「住みよいまちづくり」をより多くの町民の皆さんと一緒に進めていくために、町政に対して、日ごろ思っている「ご意見やご提案を手紙やEメールにより受け付けています。4月から9月にいただいた90件の「ご意見等から一部を紹介いたします。内容については、要旨のみを掲載しています。詳しい内容については、町ホームページに掲載しています。」

【意見等】

現在、ボランティアの拠点は、大別しますと①社会福祉協議会（朗読、傾聴等多数）

②町民活動センター（NPO 関連・パソコン教室等）③図書館（読み聞かせ他）④その他（防犯パトロール・交通安全等）それぞれ特徴をいかし独自に活動を展開しています。

一方、ボランティア活動はしたいが、活動内容や連絡先が不明で参加しにくいとの声も聞かれます。そこで以下提案いたします。

①現ボランティア団体の数・活動実態の把握、入門講座の開催（メニュー提供、活動内容の紹介）、受付窓口・案内等のネットワーク化および

び一本化をする。

②運営委員会を設置する。（町民活動の活発化に向けた取り組みの検討・仕組みづくり等）

③町民に対し、広報紙でボランティア活動の奨励を図る。

町長がめざしている「笑顔のあふれるまちづくり」のためには、「お互いさまの精神」を呼び起し、環境保全や防犯分野を含め幅広く誰でも気軽にボランティア活動に参加することができる機運をいまこそ醸成していただきたき、併せて地域力の再生の一翼になればと考えます。

【回答】

社会情勢の変化や急速な都市化の進展、核家族化の進行など、地域社会における交流

体間の結びつき強化や町への協働事業提案をすすめられるような体制をとりたいと考えられています。

②について

町民活動の活発化には、指針づくりが必要と考えますので運営委員会設置を検討していきたいと考えています。

③について

誰もが気軽に参加できるように、町広報紙・ホームページにおいて自主的な社会貢献活動の支援について周知していきたいと思えます。

ご提案ありがとうございます。（町民活動推進課扱い）

【意見等】

生活道路簡易舗装のお願い。幅3m、長さ200m程の未舗装道路です。晴天が続くとほこりが立ち、雨天時には深さ20cm程の水たまりが至るところにできて何とも通行しにくい。舗装の条件は幅4m以上かもしれませんが、

駅にも近く、毎日大勢の人たちがこの道路を利用しているため、現状に即した生きた行政を実行していただきたいと思えます。

【回答】

現在、町では4m未満の舗

装整備は、通過車両が増加する、狭い道路でのスピード超過および緊急車両が通過できない等、安全面や安心の確保が難しいなどの理由により実施しておりません。

町道舗装整備要望の大きな流れは、地域で幅員が4m以上になるよう道路拡幅に必要な道路隣接・関係地権者全員の用地協力の同意を取っていただき、町建設課へ区長から要望していただくようになっております。

また簡易的な舗装を行う場合ですが、通学路の整備を目的とした舗装幅員1.5mの舗装を行う場合に限定しております。1.5mの通学路舗装の場合でも道路沿線の関係地権者より1.5m通学路整備での同意が必要になります。

砂利道等の陥没またはえぐれによる水たまりについては、区長に相談いただければ碎石の補充や敷きならしを早急に対応させていただきますので、ご協力をお願いいたします。（建設課扱い）

問い合わせ 秘書課 広聴係

☎088-11111(281)

～町長への手紙を送るには～

- 郵送** この用紙は、切手不要の便せんとなっています。用紙を切り取りあて先が表になるように折りたたんで「のりしろ」の部分にのりづけして郵送してください
- 投かん箱** 役場正面玄関ロビー、うずら出張所、福祉センターまほろば、図書館、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館——の各施設に、用紙と投かん箱が備え付けてあります。用紙に必要事項記入の上、投かん箱に投かんしてください
- ファクシミリ** 用紙に必要事項記入の上、ファクシミリで下記に送付してください
- 電子メール** 町ホームページのトップページ下段『町長への手紙』を参照し、送信してください
- 問い合わせ** 秘書課広聴係 ☎888-1111 (281) FAX 887-9560
▼**ホームページ**:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/> ▼**Eメール**:tegami@town.ami.lg.jp

3000390

阿見町中央1-1-1

阿見町長 行

(町長への手紙)

料金受取人私郵便

阿見支店
承認
137

差出有効期間
平成24年11月
30日まで

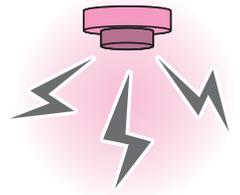


(切手をはらずにそのまま投かんしてください)

〈折れ線〉

町消防本部からのお知らせ

住宅用火災警報器を 設置しましょう



既存住宅は平成 23 年 5 月 31 日までに設置が必要です

問い合わせ 消防本部 ☎887-0119

消 防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

▼新築住宅…平成18年6月1日から
▼町内の既存住宅…平成23年6月1日から

■住宅用火災警報器の購入先

防災業者やホームセンター、家電販売店などで取り扱っています。購入の目安として『日本消防検定協会』の鑑定に合格し認可を受けた『NSマーク』がついている機器を選びましょう。

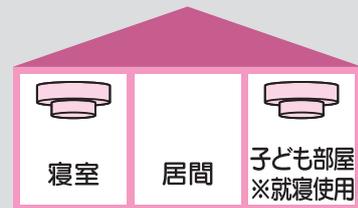
■悪質な訪問販売等に十分注意してください

「消防署の方から来ました」「消防署から委託されて町内を回っています」などと言って、消防署などの公的機関の職員を装って訪問します。公的機関の職員が一般家庭を訪問し、販売することはありません。業者の服装や言葉などに惑わされないようにしましょう。「今すぐ設置しなければならぬ」「すべての部屋に取り付ける必要がある」「今なら格安」などと偽って、契約を急がせます。

■取り付け場所は？

▼寝室…就寝に使用する居室の天井または壁面
▼階段…寝室のある階へ上がる階段の天井または壁面

平屋建住宅の設置例



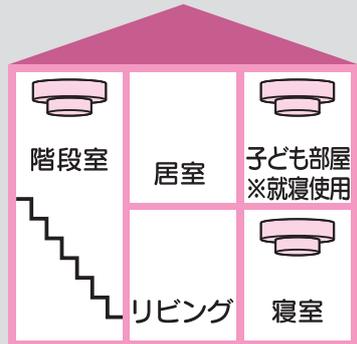
▼設置場所…寝室・子ども部屋
通常の就寝に使用する場合
は子ども部屋にも設置します。



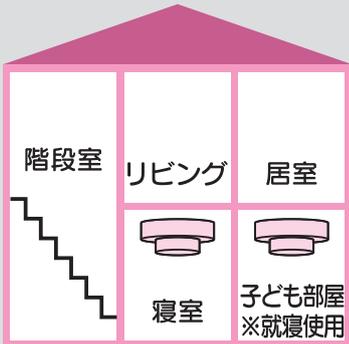
▼設置場所…寝室

子ども部屋で就寝しなければ設置の必要はありません。

2階建住宅の設置例



▼設置場所…寝室・子ども部屋・階段室
通常の就寝に使用する場合
は子ども部屋にも設置します。
2階で就寝しますので、階段
にも設置の必要があります。



▼設置場所…寝室・子ども部屋
通常の就寝に使用する場合
は子ども部屋にも設置します。
2階で就寝しませんので、階
段に設置の必要はありません。

■奏功した事例を紹介

住宅用火災警報器を設置することにより命を救われた例、大事に至らなかった例など全国から多くの奏功事例が消防庁へ報告されています。

居住者(60代)が1階居室で喫煙後、その妻が灰皿の吸い殻をくず入れ(紙袋)に捨てたため、紙くずに着火し、2階ろうう下に設置していた住宅用火災警報器が鳴動した。異常に気づき確認したところ、火災を発見した。近隣の知人に119番通報を依頼するとともに、初期消火を行い、119番通報した。

居住者(60代)が2階の寝室の石油ストーブをつけたまま1階の食堂でテレビを見ていたところ、階段に設置していた住宅用火災警報器が鳴動した。2階を確認したところ、寝室の石油ストーブの上に落下した洗濯物が燃えているのを発見した。すぐに119番通報し、隣に助けを求めた。

居住者が就寝時に、電気ストーブを消し忘れたため、電気ストーブの近くに置いてあった毛布に着火した。住宅用火災警報器の鳴動に気づき初期消火し、119番通報した。

県南生涯学習センターから
『日曜観劇会』開催

劇団宙の会による創作劇『信太の小笛』(三幕)を公演します。古くから美浦村信太の庄に伝わる、愛と希望の物語です。

ぜひご家族でご覧ください。

- ▶ **期日** 12月12日(日)
- ▶ **時間** 午後2時開演(開場1時30分)
- ▶ **場所** 県南生涯学習センター多目的ホール(土浦市大和町/ウラボール5階)
- ▶ **募集人数** 300人(定員で締切)

- 空席がある場合は当日受付あり)
- ▶ **参加料** 無料
 - ▶ **申込方法** 電話で下記に申し込む
 - ▶ **問い合わせ** 県南生涯学習センター ☎ 826-1722

■新・農業人フェア in いばらき(就農相談会)

「県内で農業を始めたいけれど、どうしたらよいか」などとお悩みの皆さまが、気軽に相談できる無料の相談会を行います。

- ▶ **期日** 12月11日(土)

- ▶ **時間** 午前11時～午後4時
- ▶ **場所** ホテルグランド東雲(つくば市小野崎)
- ▶ **対象** ▼農業を始めることを前提として農業の知識や技術の習得、農業体験などをしたい人 ▼農業法人に就職したい人 ▼県北地域の農村で、さとやま生活を始めたい人 — など
- ▶ **参加料** 無料
- ▶ **その他** 申込不要。当日、時間内にお越しください
- ▶ **問い合わせ** 県農政企画課技術普及室 ☎ 029-301-3844

体協だより

■ミックステニス大会(ダブルス)

- ▶ **期日** 平成23年2月20日(日)
 ※予備日:27日(日)
- ▶ **場所** 総合運動公園・県立医療大学テニスコート
- ▶ **募集人数** 48組(定員で締切)
- ▶ **参加料** 1組3,000円(当日徴収)
- ▶ **申込方法** 平成23年1月1日(土)～28日(金)まで(14日(金)までは町内在住・在勤・在学者のみ。ペアの一人が条件を満たしていれば可。申込後に上記資格を満たさなくなる変更があった場合受付順を最後にする。一般は15日(土)から)、Eメール(氏名・資格・所属クラブ・郵便番号・住所・電話番号・主な戦績・ドロー発送方法を明記)・ファクシミリ(申込用紙は役場3階生涯学習課・総合運動公園管理棟に備え付け。下記ホームページ

からも入手可)で下記に申し込む
 ▼ **Eメール**:mansei99@jcom.home.ne.jp ▼ **FAX** 888-1055(午前9時～午後9時。時間厳守)
 ※必要事項に不備がある場合受付不可

- ▶ **その他** ▼希望者のみドロー表送付(Eメールまたは郵送。1組1通)
 ▼キャンセルは1月28日(金)まで▼複数組申込の場合上からランク順に記入 ▼エントリー確認は下記ホームページで照会可
- ▶ **問い合わせ** 町体育協会テニス部代表 倉持 ☎ 841-6878 ▼大会用ホームページ:<http://www.geocities.jp/amtennis2005/>

■各種大会の結果(敬称略)

●町民ナイター野球大会

期日	7月20日(火)～22日(木)
場所	総合運動公園町民球場
成績	▽優勝:吉野ペッツ▽準優勝:プレッシャーズ

●AMI Jr.CUP U10大会8人制

期日	7月31日(土)、8月1日(日)
場所	総合運動公園陸上競技場
成績	▼Aブロック ▽5位:舟島フレンドシップーズ
	▼Bブロック ▽7位:阿見FC
	▼Dブロック ▽4位:阿見FC

●AMI Jr.CUP U8大会6人制

期日	8月21日(土)、22日(日)
場所	総合運動公園フットサル場
成績	▼Bブロック ▽3位:阿見FC・A ▽5位:阿見FC・B
	▼Dブロック ▽4位:阿見FC

■問い合わせ

生涯学習課内町体育協会事務局 ☎ 888-1111(340)

〈広告欄〉

皆様にご満足いただける「本格派書店」を目指します。

本 豊富な品揃え! ご注文は、最短、中2日でお取り寄せ!
オークスブックセンター阿見店

カスミ フードスクエア阿見店(R125号バイパス沿い) 2階

稲敷郡阿見町中郷2-7-24 TEL 029-891-2322 <http://www.oaksbc.co.jp> 平日10時～21時 土日祝9時30分～21時

Information お知らせ

役場

☎ 888-1111 (代表)

■離乳食もぐもぐ教室

- ▶ 期日 平成23年1月25日(火)
- ▶ 時間 午前9時30分～正午(受付:9時～9時20分)
- ▶ 場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』
- ▶ 対象 8～15か月児になる子とその保護者 ※対象月齢以外の人はお問い合わせください。以前に標記教室に参加した人は受講不可
- ▶ 内容 9～18か月ごろの離乳食について講義・実習・試食
- ▶ 募集人数 20人(定員で締切)
- ▶ 持参品 母子健康手帳・筆記用具・エプロン・三角きん・ふきん・スリッパ・バスタオル・お気に入りのおもちゃ・飲み物(親子ともに)・ごっくん教室参加者は配布したテキスト・おんぶひも
- ▶ 申込期間 平成23年1月4日(火)～14日(金)の間に電話または直接下記に申し込む
- ▶ お問い合わせ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940

製造事業所の皆さまへ

■統計調査にご協力ください

平成22年工業統計調査を12月31日現在で行います。調査の実施にあたっては、本年12月から来年

1月にかけて調査員がお伺いします。なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

▶ お問い合わせ 総務課統計係 ☎ 888-1111 (216・219)

■(社)阿見町シルバー人材センターから

- 入会説明会開催 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)
- ▶ 日時 12月21日(火)(毎月第3火曜日開催)午前10時から
- ▶ 場所 (社)阿見町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)
- 『マイホームのミニ営繕』引き受けます マイホームの床・壁の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸張り替え、清掃・雑役、庭木せん定、草刈り草取りなどを行います。
- お問い合わせ (社)阿見町シルバー人材センター ☎ 888-2036

■ひばりくん防犯メール

『ひばりくん防犯メール』は、県警察本部が各種防犯情報等を希望者のパソコン・携帯電話にメールで配信するサービスです。ぜひご登録ください。

- ▶ 申込方法 ①下記ホームページ記載のアドレスへ空メールを送信②受信メール本文内の登録専用ページアドレスをクリック③登録画面に必要事項を入力して登録
- ▶ お問い合わせ 県警察本部安全総務課安全・安心まちづくり推進室 ☎

029-301-0110(3052) ▼ ホームページ: http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/01_anzen/02_bouhan/mail.html

■狩猟のマナーを守りましょう

11月15日(月)～平成23年2月15日(火)は狩猟期間です。毎年、ハンターのマナー違反について苦情が多く寄せられております。以下にあげた行為は『鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律』により違反となりますので、見かけた場合は110番通報をしてください。

- ▼ 猟銃を公道上で、包みをとった状態で持ち歩く行為。また、道路上で発砲する行為(公道横の法面でも違反です)
- ▼ 日の出前、日の入り後の狩猟行為
- ▼ 住宅・学校・寺・神社・墓地での発砲
- ▼ 住宅・学校など建物から300m以内の場所での発砲
- ▼ 農林作業所や道路に向けての発砲
- ▶ お問い合わせ 牛久警察署 ☎ 871-0110 ▼ 阿見地区交番 ☎ 888-0110

■男女共同参画に関する苦情・意見の受付

県では、条例の規定に基づき、男女共同参画に関する苦情や意見を受け付けています。相談員がご相談をお受けしますので、お気軽にご連絡ください。

- ▶ 時間 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日を除く
- ▶ 専用電話 029-233-7837
- ▶ お問い合わせ 県女性青少年課 ☎ 029-301-2178

(広告欄)

進化した教育プログラム

平成23年度入試日程		平成23年度入試日程	
	推薦	一般	
出願期間	12月13日(月)～14日(火)	12月13日(月)～14日(火)	1月7日(金)
試験日	1月9日(日)	1月16日(日)	
試験科目	国・数・英(マークシート)+面	国・数・英(記述式)	
合格発表	1月12日(水)	1月21日(金)	

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL: <http://www.kasumi.ed.jp>

たくましさとおしさを共に育てる

平成23年度入試日程		平成23年度入試日程	
	一般入試(第1回)	一般入試(第2回)	
出願期間	12月13日(月)～22日(水)	1月17日(月)～25日(火)	
試験日	1月5日(水)	1月30日(日)	
試験科目	国語・算数・理科・社会	国語・算数・作文	
合格発表	1月11日(火)	2月2日(水)	

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL: <http://www.kananshiken.ed.jp>

■年末年始の業務（町施設）

●役場・うずら出張所・総合保健福祉会館・水道事務所

◇年末は12月28日(火)まで平常どおり行います
 ◇29日(水)から1月3日(月)までは閉庁とさせていただきます。出生・婚姻・死亡届などは、役場で日直が受付します

◇年始は1月4日(火)から平常どおり行います
 【問い合わせ：▼役場☎888-1111 ▼総務課(213)
 ▼町民課(122) ▼収納課(146) ▼うずら出張所☎841-1167 ▼総合保健福祉会館☎888-2940 ▼水道事務所☎889-5151】

●保育所・児童館・放課後児童クラブ

◇年末は12月28日(火)まで平常どおり行います
 ◇年始は1月4日(火)から平常どおり行います
 【問い合わせ：児童福祉課☎888-1111(167)】

●福祉センターまほろば

◇年末は12月26日(日)まで平常どおり行います
 ◇年始は1月5日(水)から平常どおり行います
 【問い合わせ：まほろば☎887-3969】

●図書館

◇年末は12月28日(火)まで平常どおり行います
 ◇年始は1月4日(火)から平常どおり行います
 【問い合わせ：図書館☎887-6331】

●公民館・ふれあいセンター・町民体育館

◇年末は12月28日(火)まで平常どおり行います
 ◇年始は1月4日(火)から平常どおり行います
 【問い合わせ：▼中央公民館☎888-2526 ▼君原公民館☎889-1363 ▼かすみ公民館☎888-8111 ▼本郷ふれあいセンター☎830-5100 ▼舟島ふれ

あいセンター☎840-2761】

●総合運動公園

◇年末は12月28日(火)まで平常どおり行います
 ◇年始は1月4日(火)から平常どおり行います
 ※芝の管理(養生等)のため、町民球場・野球場・多目的広場・陸上競技場(フィールド内)は12月13日(月)から平成23年2月28日(月)まで貸し出しを中止します

【問い合わせ：生涯学習課☎888-1111(328・329)】

●教育相談センターやすらぎの園

◇年末は12月28日(火)まで平常どおり行います
 ◇年始は1月4日(火)から平常どおり行います
 【問い合わせ：教育相談センター☎888-1225】

●町民活動センター

◇年末は12月28日(火)まで平常どおり行います
 ◇年始は1月4日(火)から平常どおり行います
 【問い合わせ：町民活動センター☎888-2051】

●予科練平和記念館

◇年末は12月28日(火)まで平常どおり行います
 ◇年始は1月4日(火)から平常どおり行います
 【問い合わせ：予科練平和記念館☎891-3344】

■年末年始の業務（町以外）

●うしくあみ斎場

◇年末は12月31日(金)まで平常どおり行います
 ※31日は受付・火葬のみで通夜はできません
 ◇年始は1月4日(火)から平常どおり行います
 【問い合わせ：うしくあみ斎場☎830-9888】

■年末年始の衛生業務

●霞クリーンセンター

▶粗大ごみの申し込み

◇年末は12月16日(木)まで平常どおり行います
 ◇年始は1月4日(火)から平常どおり行います
 ※年末は電話がかかりにくくなりますので、ご了承ください

※手数料が必要となります。申し込み後、粗大ごみステッカーを購入し、品物に張ってください

▶ごみ（粗大ごみ含む）の直接搬入

◇年末は12月29日(水)まで平常どおり行います
 ◇年始は1月4日(火)から平常どおり行います
 ▼月～金曜日／午前9時～11時、午後1時～4時
 ▼土曜日／午前9時～11時 ※12月25日(土)のみ、午前9時～11時30分、午後1時～4時
 ※混雑が予想されます。できるだけ最終日(29日)付近を避けて、お早めをお願いします
 ※50kgまでは無料。50kgを超えた分については、

10kgあたり100円の処理手数料が必要です

▶ごみ収集業務

ごみ収集カレンダーのとおり。午前8時30分までに指定集積所に出してください。

※12月30日(木)・1月4日(火)は、全地区『燃えるごみ』のみ回収します

▶収集業務休業期間

全地区…12月31日(金)～1月3日(月)
 ※年始は1月5日(水)から平常業務となります
 ※集積所付近にお住まいの人の迷惑になりますので休業期間中は絶対にごみを出さないでください
 【問い合わせ：霞クリーンセンター☎889-0091】

●し尿・浄化槽汚泥くみ取りの電話申し込み

12月15日(水)までに担当業者にお申し込みください。年始は1月4日(火)から受付します。
 【問い合わせ：▼黄金開発☎887-0209 ▼カスミ衛生☎887-0808】

Information お知らせ

役場

☎ 888-1111 (代表)

観光協会の会員募集

町では、各種観光施策の推進母体となる『あみ観光協会』（仮称）を設立します。

会員となって、あみプレミアム・アウトレットや予科練平和記念館などを訪れている多くの観光客の町内周遊を促進しませんか。

▶ **問い合わせ** 商工観光課 ☎ 888-1111 (170)

中央公民館から

●親子でチャレンジ焼き絵教室

▶ **テーマ** オリジナルキーホルダー・コースターを作ろう

▶ **期日** 12月25日(土)

▶ **時間** ▼第1回:午前9時～10時30分 ▼第2回:午前11時～午後0時30分

▶ **場所** 中央公民館

▶ **対象** 小学生以上(親同伴)

▶ **内容** 好きな図案を選んで、キーホルダーやコースターを作ります

▶ **募集人数** 各回とも10組20人

▶ **参加料** 1個300円 ※当日集金

▶ **申込方法** 12月11日(土)午前9時から中央公民館で受付します(直接および電話可)

●第63回阿見町成人式典

▶ **期日** 平成23年1月9日(日)

▶ **時間** ▼受付:午前9時15分から ▼式典:10時から ※式典終了後、記念写真撮影を行います

▶ **場所** 町民体育館

▶ **対象** 町に住民登録している平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれの人 ※町外転出者の参加希望は、下記にお問い合わせください

● **問い合わせ** 中央公民館 ☎ 888-2526

町民活動センターから

●子ども工作教室(大人だけの参加も大歓迎)

▶ **テーマ** クリスマスのオーナメントを作ります

▶ **期日** 12月18日(土)

▶ **時間** 午前10時～正午

▶ **講師** 和田泰子氏

▶ **参加料** 1,000円

▶ **持参品** 手ふき・水筒

●フラワーアレンジメント講座

▶ **テーマ** クリスマス

▶ **期日** 12月14日(火)

▶ **時間** 午前10時30分～正午

▶ **講師** 小林よし子氏

▶ **募集人数** 20人(定員で締切)

▶ **参加料** 1,500円(花器等含む)

▶ **持参品** はさみ

●これから始めるパソコン『超入門失敗しないパソコンの買い方講座』

▶ **期日** 12月21日(火)

▶ **時間** 午前10時～正午

▶ **内容** ①パソコンって何 ②パソコンで何ができるの ③何をそろえればいいのか(周辺機器など) ④どこで買えるの ⑤どのくらいするの(購入費用など)

▶ **講師** 成田清和氏

▶ **募集人数** 30人程度

▶ **参加料** 500円

●パソコン学習会

パソコンを始めたい人、疑問を解決したい人、テーマに沿ってチャレンジしたい人、さらにステップアップしたい人など、それぞれのニーズに合わせ、3人の講師がきめ細やかに対応いたします(詳しくはお問い合わせください)。

▶ **日時** ▼午前の部:毎週水曜日午前10時～正午 ▼夜の部:毎週木曜日午後7時～9時

▶ **講師** 成田清和氏

▶ **募集人数** 30人程度

▶ **参加料** 各回500円

▶ **持参品** ノートパソコンをお持ちの方はご持参ください(貸し出しもありますので、ご相談ください)

●パソコンなんでも相談室

▶ **期日** 12月11日(土)

▶ **時間** 午後1時30分～3時

▶ **内容** 購入からインターネットへの接続・パソコン利用法・トラブル解決法 ― など

▶ **講師** いばらき IT 普及協議会

▶ **募集人数** 10人(定員で締切)

▶ **参加料** 500円

●『阿見おもちゃの病院』は、12月はお休みです

● **申込方法** 電話または直接下記に申し込む

※場所はすべて町民活動センター

※特に記載がないものは参加無料

● **問い合わせ** 町民活動センター ☎ 888-2051(月曜日を除く午前10時～午後9時) ▼ **ホームページ**: <http://business4.plala.or.jp/ami-vol/> ▼ **Eメール**: ami-vol@bz01.plala.or.jp/

〈広告欄〉

抗酸化 陶板浴

～ 陶板浴で健康回復!!! ～

免疫力や治癒力を高め、本来の健康体に戻ろうとする効果が!!!

営業時間/9:00～21:00(最終受付20:00)
◎予約制 TEL. 029-891-2211

まいあみクーポン券 取扱店

太陽光発電とオール電化のエコ住宅!

光熱費が80%程度削減!

【補助金制度】国 1kwあたり7万円/県 1kwあたり3万円

太陽光発電+オール電化でさらにエコ!

発電して使っても余った電力は電力会社に売れ、雨の日などの発電量が足りない時や発電しない夜間は従来通り購入するムダのないシステム。一般的なご家庭での年間消費電力は約5,500kWh。これは3.84kwシステムの設置で約7割まかなう事が可能です。

項目	従来	導入後
年間消費電力(kWh)	5,500	1,301
年間電気料金(円)	26,150	12,497
削減率		53.7%

※設置工事費別途25,500円

住宅エコポイント対象製品

今お使いの壁紙に

1.5倍 Reform

カンタン優待付

イン・プラス

防音・断熱内装

H1200×W1700(3mm厚)

工事費込で! **¥32,900** 税込

エコポイントが! **12,000** pt

おすすめ TVCN 放送中

建築業知事免許(般-19)第22375号 【本社】阿見町実数 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央1-5-32

茨城県知事免許(3)第5548号
(有)美都ツ和 阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200

予科練平和記念館から

●『レコード鑑賞会』を開催しました



10月23日午後5時30分から当館ラウンジにおいて、レコード鑑賞会を開催しました。

多くの予科練生が、土浦海軍航空隊で訓練に明け暮れ、つかの間の休日に聞きいったであろう昭和初期の歌や音色を、当時の蓄音機（日本ビクター昭和7年製造）とSPレコードで鑑賞していただきました。

訪れた皆さんは、それぞれ当時の情景や思い出を回想させながら、聞き入っておられました。

●『予科練いろはかるた』を制作しました

このカルタは、予科練平和記念館資料収集委員が、予科練出身者から当時の日々の訓練や生活の様子を聞き取りして、句や絵札にしたもので、予科練に関する貴重な記録となるものです。

このカルタは、当館で販売しています。定価1,200円（税込）



●ご利用ガイド

休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日休館）

開館時間 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

観覧料 大人500円（400円）、小中高生300円（240円）※（ ）内は20人以上

※町内在住の小中学生や障害者手帳をお持ちの人などは、観覧料が無料になります

※年末年始12月29日（水）～1月3日（月）は休館となります

●問い合わせ 予科練平和記念館 ☎891-3344

ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:12月2日(木)1月6日(木)

午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課☎888-1111(216)

子育て相談 日時:月～金曜日午前9時～午後4時／

場所:中郷保育所内／訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／**弁護士**

相談:月1回午後1時～3時30分[毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約]／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

結婚相談 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時／

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分

～午後5時30分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後

1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午

後1時～4時45分／**弁護士相談**:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎823-1123

●人口と世帯●

●総人口 47,734人 (+ 20)

●男性 23,630人 (+ 10)

●女性 24,104人 (+ 10)

●世帯数 18,228世帯 (+ 14)



▽11月1日現在▽常住人口ベース▽（ ）内は前月比▽総務課調べ

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(7期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(5期)
納期限 12月27日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

1月の納税等

町・県民税(4期)
国民健康保険税(8期)
後期高齢者医療保険料(7期)
納期限 1月31日(月)

交通事故発生状況 10月(前月比)

消防本部調べ	軽	傷	18人(+ 8)
出場件数 22件(+ 10)	中	傷	4人(+ 2)
	重	傷	0人(± 0)
※救急車の適正な利用を	死	亡	0人(± 0)
お願いします	合	計	22人(+ 10)

長年続いたこの「マウスのつぶやき」も、今号にて終了となります。今号にてつたなき文章にお付き合いいただきありがとうございます。来月以降は広報紙を入手できる施設の一覧を掲載します。ここ数年アパートなどが増え、行政区に加入されていない世帯も増えていきます。そういった人にも、公民館などのほか近くの銀行・郵便局などで広報紙を入手できるように、多くの施設にご協力いただいております。(史)

マウスのつぶやき